

# 大分市における 地域生活支援拠点等の整備について



大分市障害福祉課 主査 則次 祐介

# 大分市の概要



## 人口・世帯数 (H31.1現在)

総人口	478,806人
男性	229,944人
女性	248,862人
世帯数	220,381世帯

手帳保持者 (各年度4.1現在)	H27	H28	H29	H30
身体障害者手帳	21,106人	21,139人	21,085人	21,021人
療育手帳	3,440人	3,631人	3,750人	3,823人
精神障害者保健福祉手帳	3,030人	3,248人	3,576人	3,879人
合計	27,576人	28,018人	28,411人	28,723人

# 大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

## 事業目的

障がい児・者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい児・者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。

## 事業内容

### ①大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催（H27～H28）

社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者、地域の関係団体等を構成員とする推進協議会を設置し、整備方針等について検討（H28年度に整備案とりまとめ）

### ②作業部会の開催（H27～H28）

推進協議会に作業部会を設け、具体的な検討・調査等を実施

### ③大分市障害者自立支援協議会への意見聴取（定期的）

本市の実情に応じた整備とするため、大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取

### ④ハード面の整備（H29～H30）

相談の支援拠点の移転に伴う改修工事（入札不調等により工事遅延。H30.8月竣工）

# 大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

## 事業内容

### ⑤具体的な運用方法の検討（H29～H30）

推進協議会の整備案を受けて、関係法人と協議し、具体的な運用方法の検討

### ⑥説明会の開催等（定期的）

事業者説明会や相談支援専門員連絡会等を活用し、本市の整備内容の周知

### ⑦検証・見直し等（H30～）

運用開始後、支援状況を検証の上、必要な見直しを図るとともに、更なる機能の拡充

進捗状況（年度）	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
整備の基本方針・整備内容の検討等	9月			
運営開始前の準備等				8月
運用開始、検証				9月

推進協議会等を開催し、関係団体と協議

相談支援拠点の移転に伴う改修工事、具体的な運用方法の検討等

# 地域生活支援拠点等に必要な機能

## 機能

## 具体的な内容

### 相談



緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

### 緊急時の受け入れ・対応



短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

### 体験の機会・場



地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

### 専門的人材の確保・養成



医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

### 地域の体制づくり



コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

➡ 本市では「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」機能について重点的に協議

# 相談

これまでの委託相談支援の窓口は9時～18時（第2・4月曜、年末年始休み）  
障がい者の日常生活を24時間途切れのない相談体制で支援し、地域で身近な支援拠点等  
となるよう、24時間365日対応の相談窓口の構築を望むといった意見等を受け、24時間  
365日の相談窓口の創設に向けて検討開始

## これまでの相談支援拠点の場所



ホルトホール大分（多機能型複合施設）

- ◆大分駅南側正面
- ◆身体、知的・児童、精神委託相談支援3事業所
- ◆第2・4月曜、年末年始は休館日。  
夜間帯も閉館
- ◆事務所狭小
- ◆独自の施設運用が困難

### 大分市の委託相談支援事業所

身体  
さざんか

知的・児童  
コーラス

精神  
きぼう21

開所日・時間  
の拡充不可能

移転検討

# 相談

## 今後の相談支援拠点の場所



### 大分市障がい者相談支援センター

市障害福祉課所管の施設に入居  
(旧知的障害者通所訓練所「ホルト園」跡)

- 西部公民館建物の一階部分
- 入口は独立・各種設備
- 独自の施設運営が可能
- 部屋数が多い
- 緊急受入機能が可能

#### 機能 拡充

- ◆ 休所日を無くし、年中無休
- ◆ 平日の開所時間を3時間延長
- ◆ 緊急相談ダイヤル「あんしんコール」の開設。3事業所の共同運営
- ◆ 緊急時の受け入れのための休憩室の創設

24時間365日の対応は、人員の確保が困難であることなどから、夜間帯等の相談支援の状況等を検証しながら、段階的に相談支援体制の拡充について検討することとなった。運用開始時は、年中無休とし、職員常駐の24時間対応は今後の検討事項とした。

# 緊急時の受け入れ・対応

緊急ヘルプコール（介護者の急病のときなど）

## 大分市障がい者相談支援センター

市の直営施設に、委託相談支援3事業所が共同入居  
3事業所が共同でコーディネーターとしての役割を担う。

### 緊急時受入

- 短期入所・GH
- 自立生活促進事業で活用しているアパート等
- 緊急宿泊支援施設（新設）

### 緊急時出動

- 利用先法人
- 特定相談支援事業所等
- 相談支援センター
- 緊急時支援員（新設）

### 緊急時要請

- 救急・警察
- 行政
- 関係機関
- 専門機関

受け入れ  
先が無い

相談支援センター建物内の  
休憩室で一時待機 （新設）



# 緊急時の受け入れ・対応

## 「短期入所」における緊急対応の際の課題について

- 緊急利用者の状態等の確認が難しく、十分な受入体制がとれない。
- 緊急利用に対応できる職員の確保が難しい。
- 緊急利用者と本体施設の他の利用者との間でトラブルを起こすおそれがある。

緊急時の短期入所は、利用者の障がい特性等の把握が困難等によりサービスに繋がりにくい。ただし、サービス事業者は、日頃支援している利用者については、心身の状況、日常生活上の課題等は常に把握しているため、緊急時においては、顔なじみの職員による支援は有効的である。

## 本市の「緊急時の受け入れ・対応」の基本的な方針

- 緊急対応については、可能な限り対応者の負担軽減を図るとともに、障がい者本人にとっても、安心して支援を受けられるよう、障がい者と関係があるサービス事業者による対応を基本とする。

障がい者と関係がある事業者が短期入所の指定を受けていないときなどに、事業者による緊急受け入れを柔軟かつ効果的なものにするため

### 緊急宿泊支援

短期入所等のサービスで対応が困難であるなど、緊急やむを得ない事由がある場合における市独自の緊急受入サービスの創設

# 緊急宿泊支援（市独自）

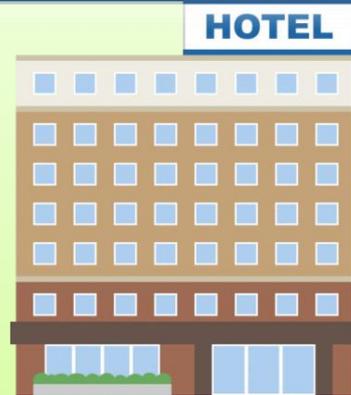
法人が、次の施設において、夜間及び深夜を通じて1人以上の夜間支援従事者を配置又は一晩につき複数回以上の巡回等により、見守り支援を行った場合、市独自の支援費を支給

## 緊急宿泊支援の対象施設

### 市障がい者相談支援センター



### 宿泊施設（ホテル等）



### 夜間帯等における通所施設

訓練・作業室

多目的室

相談室

例えば、夜間（サービス利用時間外）に、多目的室を緊急受入先として活用

## 主な運用内容

- ◎ 事前に、相談支援センターからの緊急性の有無の確認が必要
- ◎ 通所施設で緊急受入を行う場合は、自動火災報知機設備の設置が必要

# 緊急時支援員（市独自）

緊急時支援員とは・・・

待機業務又は緊急時に相談支援センターからの支援要請もしくは相談支援センターから緊急性があるものと認められた場合に次に掲げる直接支援を行う者をいう。市独自の支援費の支給対象

## 業務内容

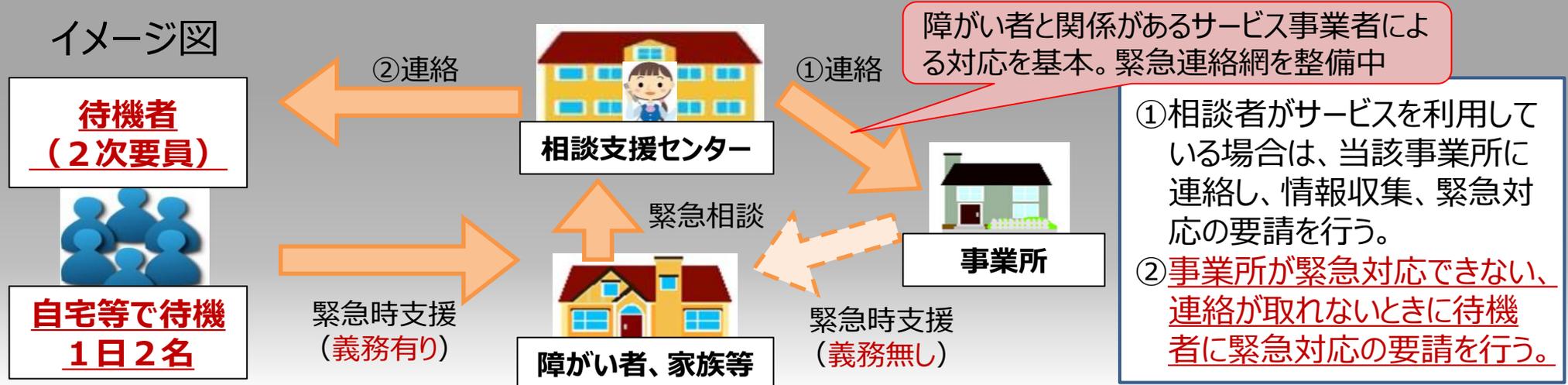
### ■ 待機業務（19協力法人のみ）

協力法人の当番制により、相談支援センターの支援要請に備え、自宅等で待機し、待機中に支援要請があった場合は緊急出動を要する。（待機期間：平日18～21時、平日以外9～18時）

### ■ 緊急時支援（障害福祉サービス等の報酬対象の場合は除く。）

自宅等への訪問による状況確認・安全確保、障害者等との対面による相談支援、受入施設までの送迎等の見守りの支援又は緊急受入施設等での見守り等の支援（緊急宿泊支援）等

イメージ図



# 体験の機会・場

## 知的障がい者自立生活促進事業（市独自）

- 法人借り上げのアパート等で1泊2日程度の宿泊訓練を実施（事前登録制による通所者を対象）
- 対象者の拡充等を図るため、次について検討予定
  - ・ 支援対象者の拡充（知的⇒身体・知的・精神）
  - ・ 契約法人の拡充（現在の5法人から増やす）

## 専門的人材の確保・養成

- 緊急時支援員による困難事例の支援を通じたOJT
- 相談支援センター主催又は市相談支援専門員連絡会等を活用し、定期的に事例検討会等を企画・実施
  - ⇒ 困難事例の具体的な対応方法等の周知 委託相談と計画相談の連携強化

# 地域の体制づくり

- 地域生活の支援ニーズに応じたサービスのコーディネートは、市障がい者相談支援センターが担当
- 緊急時支援体制の構築
  - ・相談支援センターとサービス事業者間の緊急連絡網の整備
  - ・緊急時に直接支援が必要な場合、参画法人から緊急時支援員の人員派遣（緊急時のバックアップ体制の構築）
- 障害者自立支援協議会や参画法人との検討会等を通じて、運営状況の検証及び今後の支援体制づくりの検討を実施

## 課題・検討事項

- 医療的ケアが必要な者や重症心身障害児者を対象とした医療型短期入所が市内に少ない（医療型短期入所 2 箇所）
  - ⇒ 医療機関によるサービス提供体制等の充実が必要
  - ⇒ 医療的ケア児の支援に関する協議の場を設け、今後検討予定

# 大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ【面的整備型】（全体版）

